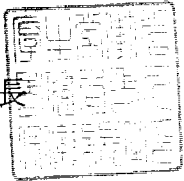


老老発第 0730001 号
平成 19 年 7 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」の一部改正
について

「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について」(平成 19 年 7 月 30 日付け
医政発第 0730001 号・老発第 0730001 号医政・老健局長連名通知) において、病院又は診
療所と介護老人保健施設等とを併設する場合の留意事項について通知したことに伴い、「介
護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」(平成 12 年老企
第 44 号) の一部を別紙のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内市町村、関
係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされた
い。

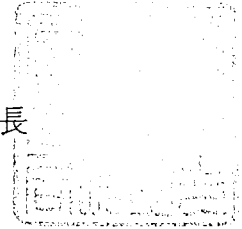
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第3 施設及び設備に関する基準</p> <p>2 施設に関する基準</p> <p>(1) 施設に関する基準</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合は、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。</p> <p>a 療養室</p> <p>b 診察室</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>(1)・(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>介護老人保健施設と病院等の施設を同一建物として建築する場合は、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えらること等により施設の区分を明確にすること。ただし、介護老人保健施設と病院等にそれぞれ専用の入口が設けられている場合には、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊下等は共用できるものであること。</u></p> <p>(9) <u>同一階に、病院等と介護老人保健施設とが共存するものは原則として認められないこと。ただし、病院等又は介護老人保健施設の入所者が直接利用しない施設はこの限りでないこと。</u></p> <p>(10) <u>(8)及び(9)にかかわらず、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。</u></p> <p>(11) (略)</p>	<p>第3 施設及び設備に関する基準</p> <p>2 施設に関する基準</p> <p>(1) 施設に関する基準</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>イ 次に掲げる施設については、併設施設との共用は認められないものであること。ただし、病床の転換に伴い病院又は診療所と介護老人保健施設を併設する場合は、併設する当該病院又は診療所の診察室との共用を認めるものであること。</p> <p>a 療養室</p> <p>b 診察室</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 構造設備の基準</p> <p>(1)・(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 病院又は診療所と介護老人保健施設とを併設する場合には、両施設の入所者の処遇に支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設の区分を可能な限り明確にすること。</p> <p>(9) (略)</p>

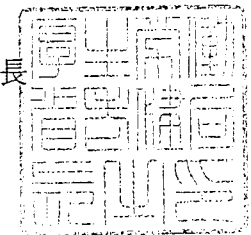
医政発第0730001号
老 発第0730001号
平成19年7月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省老健局長



病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について

病院又は診療所と介護老人保健施設又は特別養護老人ホームとの併設等については、「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における医療法上の取扱いについて」（昭和63年1月20日付け健政発第23号厚生省健康政策局長通知）及び「病院又は診療所と老人保健施設又は特別養護老人ホームを併設する場合等における運用上の留意点について」（平成8年3月4日付け総第4号厚生省健康政策局総務課長通知）により取り扱っているところであるが、今般、これらを廃止することとし、今後、病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合等については、下記の事項に留意されたい。

記

1 介護老人保健施設等の範囲について

本通知における介護老人保健施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設及びその他の要介護者、要支援者その他の者を入所、入居又は通所させるための施設並びに高齢者専用賃貸住宅及び生活支援ハウスとすること。

2 病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について

(1) 病院又は診療所と介護老人保健施設等との区分について

病院又は診療所と介護老人保健施設等とを併設する場合には、患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がないよう、表示等により病院又は診療所と介護老人保健施設等との区分を可能な限り明確にすること。

(2) 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用について

① 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備は、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、介護その他のサービスに支障がない場合に限り、共用が認められること。ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者を明確にしなければならないこと。また、次に掲げる施設等の共用は、認められないこと。

- ・ 病院又は診療所の診察室（一の診療科において、二以上の診察室を有する病院又は診療所の当該診療科の一の診察室を除く。）と介護老人保健施設等の診察室又は医務室
- ・ 手術室
- ・ 処置室（機能訓練室を除く。）
- ・ 病院又は診療所の病室と介護老人保健施設等の療養室又は居室
- ・ エックス線装置等

② ①の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより、十分に精査すること。

③ 共用を予定する病院又は診療所に係る施設及び構造設備に対して医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定に基づく使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって同法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。

④ 現に存する病院又は診療所に係る施設及び構造設備と現に存する介護老人保健施設等に係る施設及び設備とを共用する場合には、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。

3 病院又は診療所の建物の介護老人保健施設等への転用について

(1) 病院又は診療所の建物の全部を転用する場合

転用するに当たっては、医療法第9条の規定に基づく廃止の届出を要すること。

(2) 病院又は診療所の建物の一部を転用する場合

① 転用は、病院又は診療所における患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障が生じるおそれがない場合に限り認められること。

② 転用するに当たっては、医療法に定める所要の変更手続を要すること。

③ その他については、2の併設についての注意点を参照すること。

4 人員について

- (1) 病院又は診療所の医師、看護師その他の従業者と介護老人保健施設等の医師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障がないように注意すること。
- (2) 病院又は診療所に係る施設及び構造設備と介護老人保健施設等に係る施設及び設備との共用、建物の転用により、従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。
- (3) 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院又は診療所と併設する介護老人保健施設等の管理者を兼ねている場合にあつては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。

5 関係課間の協議について

2又は3の場合について、関係法令の規定に基づく許可等を行うに当たっては、病院、診療所、介護老人保健施設等それぞれを所管する関係課間で十分協議の上、取り扱うこと。